判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

				資料番号	8		担当課	経営支援課
法令名	中小企業における経営の承継 の円滑化に関する法律施行規 則	根拠条項	1 6	5~18	許認可等 の内容	都证確認		認定に係る事前

1 根拠規定

◆中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

(経済産業大臣の認定)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を 受けることができる。

- 一 会社である中小企業者(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。))の申請に基づき、当該中小企業の代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者(代表者であった者を含む。)又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていること。
- 二 個人である中小企業者 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である 中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のう ち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要す ることその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業 活動の継続に支障が生じていると認められること。
- 2 前項の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。
- ◆中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令 (都道府県が処理する事務)

第二条 法第十二条第一項及び第十五条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務 は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

- 2 許認可等の基準
- ◆中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 (法第十五条 の経済産業省令で定める要件)
- 第十六条 法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる中小企業者の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
 - 一当該中小企業者の経営を確実に承継するための具体的な計画(「特例承継計画」という。第
 - 二十条において同じ。) について、中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関(以下「認定経営革新等支援機関」という。)
 - の指導及び助言を受けた中小企業者
 - イ 当該中小企業者が会社であること。
 - ロ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者(その者が二人又は三人以上ある場合には、 当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「特例後継者」という。)がいる

こと。

- (1) 当該中小企業者の代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であって、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等を取得することが見込まれるもの
- (2) 当該中小企業者の代表者であって、当該中小企業者の他の代表者(代表者であった者を含む。)から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等を取得することが 見込まれるもの
- ハ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者(以下「特例代表者」という。)がいること。
- (1) 当該中小企業者の代表者(ロ(1)の代表者又は(2)の他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。)
- (2) 当該中小企業者の代表者であった者
- 二 特例代表者が有する当該中小企業者の株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営に関する具体的な計画を有していること。
- ホ 当該中小企業者の特例後継者が当該中小企業者の特例代表者から株式等を承継した後五 年間の経営に関する具体的な計画を有していること。
- 二 第一号に掲げる中小企業者以外の中小企業者
 - イ 当該中小企業者が会社であること。
 - ロ 当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
 - ハ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者(二人以上あるときは、そのうちの当該中 小企業者が定めた一人に限る。以下「特定後継者」という。)がいること。
 - (1) 当該中小企業者の代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した場合に おける新たな代表者の候補者であって、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与によ り当該代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込 まれるもの
 - (2) 当該中小企業者の代表者であって、当該中小企業者の他の代表者(代表者であった者を含む。)から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの
 - ニ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者(以下「特定代表者」という。)がいること。
 - (1) 当該中小企業者の代表者(ハ(1)の代表者又はロの他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。)であって、次に掲げるいずれにも該当するもの
 - (i) 当該代表者が、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者(当該中小企業者の特定後継者を除く。)が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
 - (ii) 当該代表者が、代表者である時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であること

- (2) 当該中小企業者の代表者であった者であって、次に掲げるいずれにも該当するもの
 - (i) 当該代表者であった者が、当該代表者であった者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であった者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者(当該中小企業者の特定後継者を除く。)が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
 - (ii) 当該代表者であった者が、代表者であった時において、当該代表者であった者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であった者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であること。
- ホ 特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者が 支障なく取得するための具体的な計画を有していること。
- 〜 当該中小企業者に、特定後継者の相続が開始した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者(当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ。)がいること。
- ト イからへまでに掲げる要件のほか、中小企業者が都道府県知事の指導及び助言を特に必要としていること。

(指導及び助言に係る都道府県知事の確認)

- 第十七条 中小企業者は、次の各号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けること ができる。
 - 一 前条第一号に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - 二 前条第二号イからホまでに掲げる要件(同号二の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、同号イからへまでに掲げる要件)のいずれにも該当すること。
- 2 前項の確認(前条第一号の事由に係るものに限る。)を受けようとする中小企業者は、平成三十五年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
 - 一 登記事項証明書(確認申請日(前項の確認を申請する日をいう。以下同じ。)の前三月以内に作成されたものに限り、特例代表者が確認申請日において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該特例代表者が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む。)
 - 二 前条第二号の指導・助言を受けた日における従業員数証明書
 - 三 前二号に掲げるもののほか、前項の確認の参考となる書類
- 3 第一項の確認(第二号の事由に係るものに限る。)を受けようとする中小企業者は、様式第二十一の二による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
 - 一 確認申請日における当該中小企業者の定款の写し
- 二 確認申請日及び特定代表者が代表者であった時における当該中小企業者(当該特定代表者に係る同族関係者である会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この号において同じ。)の株主名簿の写し(当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、当該特定代表者が代表者であった時における当該中小企業者の定款の写し)
- 三 登記事項証明書(確認申請日の前三月以内に作成されたものに限り、特定代表者が確認申 請日において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該特定代表者が代表者であっ た旨の記載のある登記事項証明書を含む。)
- 四 確認申請日において当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当し

ない旨の誓約書

- 五 特定代表者及びその親族(当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。)の戸籍謄本等
- 六 特定後継者が、特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を支障なく 取得するための具体的な計画に関する書類
- 七 当該中小企業者が特定後継者(前条第一項第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、当該新たに特定後継者となることが見込まれる者を含む。) を定めたことを証する書類
- 八 前各号に掲げるもののほか、第一項の確認の参考となる書類
- 4 都道府県知事は、前二項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

(変更の確認)

- 第十八条 前条第一項第一号の確認を受けた中小企業者は、特例後継者(第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者及び第二種特例経営承継相続人である特例後継者を除く。)を変更しようとするときは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け、かつ、都道府県知事の確認を受けなければならない。
- 2 前条第一項第一号の確認を受けた中小企業者は、第十六条第二号ニ又はホの具体的な計画を変更しようとする場合において認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けたときは、都道府県知事の確認を受けることができる。
- 3 前条第一項第二号の確認を受けた中小企業者は、特定後継者又は第十六条第二号への新たに 特定後継者となることが見込まれる者を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受け なければならない。ただし、特定後継者を変更しようとする場合にあっては、当該特定後継者 に係る特定代表者の相続の開始の日以後は当該確認を受けることができない。
- 4 前条第一項第二号の確認を受けた中小企業者は、第十六条第二号ホの具体的な計画を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けることができる。
- 5 前条第二項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。この場合において、前条 第二項中「様式第二十一」とあるのは「様式第二十四」と読み替えるものとする。
- 6 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の申請について準用する。この場合において、前条 第三項中「様式第二十一の二」とあるのは「様式第二十四の二」と読み替えるものとする。
- 7 都道府県知事は、第一項から第四項までの申請を受けた場合において、それぞれに定める確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。
- 8 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(確認の取消し等)

- 第十九条 都道府県知事は、第十七条第一項第一号又は第二号の確認(前条第一項から第四項までの変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。
 - 一 第十七条第一項の確認を受けた中小企業者の当該確認に係る特例後継者又は特定後継者 の相続が開始したとき(第十六条第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がい ることについて、第十七条第一項第二号の確認を受けた場合を除く。)。

- 二 偽りその他不正の手段により第十七条第一項の確認を受けたことが判明するに至ったとき。
 - 三 次項の申請があったとき。
- 2 第十七条第一項の確認の取消しを受けようとするときは、同項の確認を受けた中小企業者は、様式第二十五による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。